平成30年4月版

**実地指導　自己点検シート**

**（看護小規模多機能型居宅介護）**

実地指導年月日

平成　　　年　　　月　　　日（　　）

午前・後　　時　　分　～　午前・後　　時　　分

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 事業所名 |  |
| 事業所住所 |  |
| 事業所番号 |  |
| 管理者 |  |
| サービス種類 | 介　　護　・　予防介護 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取扱件数 | 介　　護 | 介護予防 |
| 　　　　　月 | 　　　　　　　　件 | 　　　　　　　　件 |
| 　　　　　月 | 　　　　　　　　件 | 　　　　　　　　件 |
| 　　　　　月 | 　　　　　　　　件 | 　　　　　　　　件 |

　　　　　　　※　直近の３カ月

　　　　　　　「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（実績）と同月分

|  |  |
| --- | --- |
| 自己点検シート記入者 |  |
| 立会者　職・氏名 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

**加算・減算の状況を確認して下さい。（該当するところを○で囲む）**

|  |  |
| --- | --- |
| **加　算　・　減　算　名** | **届出** |
| 基本報酬の算定について |  |  |
| 短期利用居宅介護費について | 無　・　有 |  |
| 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について |  |  |
| 登録者数が登録定員を超える場合 | 無　・　有 |  |
| 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について |  |  |
| 従業者の員数が基準に満たない場合 | 無　・　有 |  |
| 過小サービスに対する減算 | 無　・　有 |  |
| 訪問看護体制減算 | 無　・　有 |  |
| 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 | 無　・　有 |  |
| 特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 | 無　・　有 |  |
| 初期加算 | 無　・　有 |  |
| 認知症加算 | 無・（Ⅰ）・（Ⅱ） |  |
| 退院時共同指導加算 | 無　・　有 |  |
| 事業開始時支援加算 | 無　・　有 |  |
| 緊急時訪問看護加算 | 無　・　有 |  |
| 特別管理加算 | 無・（Ⅰ）・（Ⅱ） |  |
| ターミナルケア加算 | 無　・　有 |  |
| 訪問看護体制強化加算 | 無　・　有 |  |
| 総合マネジメント体制強化加算 | 無　・　有 |  |
| サービス提供体制強化加算 | 無・（Ⅰ）イ・（Ⅰ）ロ・（Ⅱ）・（Ⅲ） |  |
| 介護職員処遇改善加算 | 無・（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）・（Ⅴ） |  |

※　事業開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、訪問看護体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は支給限度額管理の対象外の算定項目

**該当する事項を点検して、点検結果に☑して下さい。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| **第２節　人員及び設備に関する基準　　※勤務形態一覧表　　（平成　　　年　　　月現在）** |
| 従業者の員数(第171条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに置くべき看護小規模多機能型居宅介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービスの提供に当たる者を２以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上ですか。 | □ | □ | 勤務形態一覧表辞令又は雇用契約書出勤簿及びタイムカード職員履歴書及び資格、経験が分かる書類 |
| 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、介護等に対する知識、経験を有する者ですか。 | □ | □ |
| 看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、１以上の者は、常勤の保健師又は看護師ですか。 | □ | □ |
| 看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で２．５以上の者は、保健師、看護職員（看護師又は准看護師）ですか。 | □ | □ |
| 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、各サービスで１以上の者は、看護職員ですか。 | □ | □ |
| 【介護支援専門員】　　　　　　　　　（　　　　名）指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。 | □ | □ |
| 介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修（「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」）を修了している者ですか。 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 管理者(第172条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。ただし、看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、□　兼務の有無（　有　・　無　）□　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務　　　　　　：　（　　　　　　　　　　　　　　）又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する施設等の職務に従事することができる。　□　事業所　：　（　　　　　　　　　　　　　　）□　職　種　：　管理者　又は　従業者（　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ | 勤務形態一覧表辞令又は雇用契約書職員履歴書及び資格、経験が分かる書類職員研修関係記録 |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修（「認知症対応型サービス事業管理者研修」）を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師ですか。 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者(第173条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修（「認知症対応型サービス事業開設者研修」）を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師ですか。 | □ | □ | 勤務形態一覧表辞令又は雇用契約書職員履歴書及び資格、経験が分かる書類職員研修関係記録 |
| **第３節　設備に関する基準** |
| 登録定員及び利用定員(第174条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を２９人以下としていますか。 | □ | □ | 運営規程重要事項説明書 |
| 次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限）を定めていますか。一　通いサービス　登録定員の２分の１から１５人まで　登録定員が２５人を超える場合は、登録定員に応じて下記に定める利用定員まで

|  |  |
| --- | --- |
| 登録定員 | 利用定員 |
| ２６人又は２７人 | １６人 |
| ２８人 | １７人 |
| ２９人 | １８人 |

二　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の３分の１から９人まで | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 設備及び備品等(第175条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えていますか。 | □ | □ | 平面図設備・備品台帳運営規程 |
| 一　居間及び食堂　居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さ（定員１５人超は、１人当たり３㎡以上）を有していますか。二　宿泊室イ　１の宿泊室の定員は、１人としていますか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。ロ　１の宿泊室の床面積は、７．４３平方メートル以上ですか。　ハ　宿泊室（「個室」）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね７．４３平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。二　プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。 | □ | □ |
| 設備及び備品等(第175条)続き | 設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものですか。 | □ | □ | 平面図設備・備品台帳運営規程 |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしていますか。 | □ | □ |
| 【消火設備その他の非常災害に際して必要な設備】　　消防法その他法令等に規定された設備は確実に設置されていますか。 | □ | □ |
| 他法令の遵守 | 施設・設備が、建築基準法など関係法令に適合していることを確認していますか。 | □ | □ |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 　**第４節　運営に関する基準** |
| 内容及び手続の説明及び同意(第3条の7) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規定の概要、看護小規模多機能型居宅介護事業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者から文書により同意を得ていますか。 | □ | □ | サービス利用契約書重要事項説明書運営規程同意に関する記録 |
| 提供拒否の禁止(第3条の8) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、正当な理由なく指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を拒んではならない。 | □ | □ |  |
| サービス提供困難時の対応(第3条の9) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定看護小規模多機能型居宅介護業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | □ | □ | 相談・援助に関する記録 |
| 受給資格等の確認(第3条の10) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間の確認を行っていますか。又、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するよう努めていますか。 | □ | □ | 被保険者証 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 要介護認定の申請に係る援助(第3条の11) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | □ | □ |  |
| 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。 | □ | □ |
| 心身の状況等の把握(第68条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて,利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | □ | □ | 居宅サービス計画サービス担当者会議の要点 |
| 居宅サービス事業者等との連携(第69条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。又、終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めていますか。 | □ | □ |  |
| 利用者の健康管理を適切に行うため、主冶の医師との密接な連携に努めていますか。 | □ | □ |
| 提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 身分を証する書類の携行(第70条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供にあたるものに身分証を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | □ | □ | 身分証 |
| サービスの提供の記録(第3条の18) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載し、５年間保存していますか。又、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | □ | □ | サービス提供に関する記録・日誌等（個別の記録、業務日誌等） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 利用料等の受領(第71条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部としての支払いを受けていますか。 | □ | □ | 利用料の領収書控同意に関する記録 |
| 法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、基準額との間に不合理な差額が生じないようにしていますか。 | □ | □ |
| 下記の指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。　□　㈠　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用　□　㈡　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額　□　㈢　食事の提供に要する費用　□　㈣　宿泊に要する費用　□　㈤　おむつ代□　㈥　指定看護小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用　※　「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」を参照　　※　「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」を参照 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 保険給付の請求のための証明書の交付　(第3条の20) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。（償還払いとなる場合） | □ | □ | サービス提供証明書控 |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針(第176条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | □ | □ | 居宅サービス計画サービス提供に関する記録・日誌等（個別の記録、業務日誌等）評価に関する記録、方法等 |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、その結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 | □ | □ |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針(第177条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適当に行っていますか。 | □ | □ | 居宅サービス計画サービス提供に関する記録・日誌等（個別の記録、業務日誌等）機能訓練に関する計画書及び実施記録 |
| 利用者１人１人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。 | □ | □ |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 | □ | □ |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行っていますか。 | □ | □ |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針(第177条）続き | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。※　身体拘束禁止の対象となる具体な行為は、「身体拘束ゼロへの手引き（平１３．３厚生労働省）を参照 | □ | □ | 身体拘束防止マニュアル等身体拘束に関する記録身体拘束廃止委員会の資料 |
| 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、５年間保存していますか。※　身体拘束に関する記録は、「身体拘束ゼロへの手引き」（平１３．３厚生労働省）を参照 | □ | □ |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態(登録定員のおおむね３分の１以下が目安)が続くものであってはならない。 | □ | □ |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活をささえるために適切なサービス（１の利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを併せて概ね週４回以上行うことが目安）を提供していますか。 | □ | □ |
| 看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行われていますか。 | □ | □ |
| 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行っていますか。 | □ | □ |
| 特殊な看護等については、これを行ってはいませんか。 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 主冶の医師との関係(第178条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、主治の医師との連絡調整、看護師等の監督等必要な管理を行っていますか。 | □ | □ | 主治医の指示書看護小規模多機能型居宅介護計画看護小規模多機能型居宅介護報告書 |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師の指示書を受領していますか。 | □ | □ |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に看護小規模多機能型居宅介護計画書及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を主治の医師に提出し、看護サービスの提供に当たって主治医と密接な連携を図っていますか。 | □ | □ |
| 居宅サービス計画の作成(第74条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。また、作成した居宅サービス計画は、５年間保存していますか。 | □ | □ | 居宅サービス計画 |
| 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等の具体的取扱方針に沿って行っていますか。 | □ | □ |
| 法定代理受領サービスに係る報告(第75条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、愛知県国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した給付管理票を提出していますか。 | □ | □ | 給付管理票 |
| 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付(第76条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | □ | □ |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成(第179条)  | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させていますか。 | □ | □ | 看護小規模多機能型居宅介護計画看護小規模多機能型居宅介護提供に関する記録・日誌等（個別の記録、業務日誌等） |
| 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画のうち看護サービスに係る記載については、看護師等と密接な連携を図りつつ行っていますか。 | □ | □ |
| 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。 | □ | □ |
| 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。また、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て交付していますか。 | □ | □ |
| 看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を遅滞なく利用者に交付していますか。なお、当該看護小規模多機能型居宅介護計画は５年間保存していますか。 | □ | □ |
| 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。 | □ | □ |
| 看護師等は、訪問日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成していますか。 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成(第179条)続き | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行っていますか。 | □ | □ | 看護小規模多機能型居宅介護計画看護小規模多機能型居宅介護提供に関する記録・日誌等（個別の記録、業務日誌等） |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を定期的に主治医に提出していますか。 | □ | □ |
| 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から看護小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めていますか。（短期利用居宅介護費を算定する場合） | □ | □ |
| 介護等(第78条) | 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 | □ | □ | 看護小規模多機能型居宅介護計画サービス提供に関する記録・日誌等（個別の記録、業務日誌等） |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはいませんか。 | □ | □ |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等は、可能な限り利用者と看護小規模多機能型居宅介護従業者が共同して努めるようにしていますか。 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 社会生活上の便宜の提供等(第79条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。 | □ | □ | 看護小規模多機能型居宅介護計画サービス提供に関する記録・日誌等（個別の記録、業務日誌等）処遇に関する記録（日誌） |
| 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続等について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得ていますか。 | □ | □ |
| 常に利用者と家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。 | □ | □ |
| 利用者に関する市町村への通知(第3条の26) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が次の各号に該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村へ通知していますか。一　正当な利用なしに指定看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | □ | □ |  |
| 緊急時等の対応(第180条) | 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定看護小規模多機能型居宅介護従業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じていますか。 | □ | □ | 運営規程緊急時の連絡体制に関する書類 |
| 看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員であった場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。 | □ | □ |
| 管理者の責務(第53条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | □ | □ |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 運営規程(第81条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。* 一　事業の目的及び運営の方針
* 二　従業者の職種、員数及び職務内容
* 三　営業日及び営業時間

□ 四　指定看護小規模多機能型居宅介護登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員□ 五　指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額* 六　通常の事業の実施地域
* 七　サービス利用にあたっての留意事項
* 八　緊急時等における対処方法
* 九　非常災害対策
* 十　その他運営に関する重要事項
 | □ | □ | 運営規程 |
| 勤務体制の確保等(第55条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対して適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成し、看護小規模多機能型居宅介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。 | □ | □ | 勤務形態一覧表辞令又は雇用契約書出勤簿又はタイムカード職員研修関係記録 |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって指定看護小規模多機能型居宅介護を提供していますか。 | □ | □ |
| 看護小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 定員の遵守(第82条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護提供を行っていませんか。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 | □ | □ | 利用台帳 |
| 非常災害対策（東三河広域連合介護保険条例）(第34条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備していますか。 | □ | □ | 消防計画、非常災害時の計画及び訓欄に関する記録緊急時の連絡体制に関する書類 |
| 非常災害時に備えるため、その計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていますか。また、訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | □ | □ |
| 非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、東三河広域連合、構成市町村、他の介護保険施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めていますか。 | □ | □ |
| 協力医療機関等(第83条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主冶の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、近距離にある協力医療機関・歯科医療機関を定めていますか。 | □ | □ | 協力医療機関等との契約書 |
| サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 衛生管理等(第58条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | □ | □ | 健康管理台帳食中毒の防止等衛生管理に関する記録衛生・消毒マニュアル等 |
| 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っていますか。 | □ | □ |
| 感染症、特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等について、その発生及びまん延を防止するための適切な措置を講じていますか。 | □ | □ |
| 空調設備等により施設内の適温の確保に努めていますか。 | □ | □ |
| 掲示(第3条の32) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | □ | □ |  |
| 秘密保持等(第3条の33) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。 | □ | □ | 秘密保持に関する就業時の取り決め、利用者の同意等の記録 |
| サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | □ | □ |
| 広告(第3条の34) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものではありませんか。 | □ | □ |  |
| 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止(第3条の35) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | □ | □ |  |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 苦情処理(第3条の36) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置を明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書にも苦情に対する対応の内容について併せて記載するとともに、事業所内に掲示していますか。苦情件数：１月当たり月　　　　件程度相談窓口担当者：職・氏名　　　　　　　　　　　東三河広域連合における苦情相談窓口　介護保険課　電話２６－８４７０、２６－８４７１ | □ | □ | 苦情に関する記録 |
| 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。また、苦情の内容等の記録は、５年間保存していますか。 | □ | □ |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、国民健康保険団体連合会、市町村が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業者に対する苦情に関する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。又、国民健康保険団体連合会、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。 | □ | □ |
| 調査への協力等(第84条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定看護小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | □ | □ |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 地域との連携(第85条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、運営携推進会議を設置し、概ね２月に１回以上、運営推進会議に対して通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けていますか。 | □ | □ | 運営推進会議に関する文書、及び提供状況等の報告、評価、必要な要望、助言の記録介護相談員派遣事業活動報告書 |
| 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者によって構成されていますか。 | □ | □ |
| １年に１回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、自らが提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行っていますか。 | □ | □ |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、活動状況の報告、運営推進会議による評価、要望、助言についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。なお、当該記録は、５年間保存していますか。 | □ | □ |
| 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。 | □ | □ |
| 事業の運営に当たっては、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | □ | □ |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めていますか。 | □ | □ |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 居住機能を担う併設施設等への入居(第86条) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が指定認知症対応型共同生活介護事業所等と併設されている施設等その他の施設への入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設への入所が行えるよう、必要な措置を講じるよう努めていますか。 | □ | □ |  |
| 事故発生時の対応(第3条の38) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、東三河広域連合、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。又、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。なお、記録は５年間保存していますか。事故事例の有無　：　有　・　無東三河広域連合における事故の報告先　介護保険課　電話　２６－８４７０、２６－８４７１　　　　ＦＡＸ　２６－８４７５ | □ | □ | 事故に関する記録 |
| 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。損害賠償保険への加入　：　有　・　無 | □ | □ |
| 事故が発生した場合の対処方法については、あらかじめ、定めてありますか。 | □ | □ |
| 事故が生じた際には、その原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 会計の区分(第3条の39) | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業と会計を区分していますか。※　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」を参照 | □ | □ | 会計関係書類 |
| 記録の整備（第181条）（東三河広域連合介護保険条例）（第６条） | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | □ | □ | 居宅サービス計画ほか |
| 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該費用を受領した日）から５年間保存していますか。　□　一　居宅サービス計画　□　二　看護小規模多機能型居宅介護計画□　三　身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録具体的なサービスの内容等の記録□　四　主冶の医師による指示の文書　□　五　看護小規模多機能型居宅介護報告書　□　六　具体的なサービスの内容等の記録□　七　市町村への通知に係る記録□　八　苦情の内容等の記録□　九　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録□　十　運営推進会議に対する報告、運営推進会議による評価、要望、助言等の記録□　十一　指定看護小規模多機能型居宅介護に要した費用の請求及び受領に係る記録 | □ | □ |

**該当する加算・減算を点検して、点検結果にまた、該当しない加算・減算は加算・減算なしに、該当しない場合は該当なしに☑して下さい。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| **各種加算等点検シート** |
| **基本報酬の算定について（看護小規模多機能型居宅介護費）** |
| 看護小規模多機能型居宅介護費は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護状態区分に応じて、登録している期間１月につきそれぞれ所定単位数を算定する。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間に対応した単位数を算定することとする。また、月途中から看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から看護小規模多機能型居宅介護と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定することとする。 | □ | □ | 居宅サービス計画看護小規模多機能型居宅介護計画 |
| (1)当該看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 | □ | □ |
| (2)当該看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する者に対して行う場合 | □ | □ |
| **基本報酬の算定について（短期利用居宅介護費）** |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員未満であること。 | □ | □ | 登録者名簿居宅介護支援事業所からの連絡に関する記録勤務形態一覧表 |
| 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。 | □ | □ |
| 利用の開始に当たって、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は１４日以内）の利用期間を定めること。 | □ | □ |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護の人員配置基準をみたしていること。 | □ | □ |
| サービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。 | □ | □ |
| **定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について（点検事項を記入して下さい）** |
| **登録者の数が登録定員を超える場合**□　減算なし |
| 登録定員を上回る高齢者を登録させている場合、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算される。 | □ | □ |  |
| **人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について** |
| **従業者の員数が基準に満たない場合**□　減算なし |
| 職員の配置数が、人員基準上満たすべき職員の員数を下回った場合＜看護小規模多機能型居宅介護従業者＞　イ　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで　ロ　１割の範囲内で減少した場合、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで＜看護又は准看護師、介護支援専門員＞　その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで＜夜間及び深夜の勤務＞下記のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月からイ　指定基準に定める員数に満たない日が２日以上連続して発生した場合ロ　指定基準に定める員数に満たない日が４日以上発生した場合 | □ | □ |  |

※　定員超過利用が行われている事業所に対しては、市からその解消を行うよう指導されます。当該指導に従わず、定員超過利用が２月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取り消しが検討されます。

※　従業者に欠員が生じている状態が１ヵ月以上継続する場合には、事業所に対し定員の見直し又は事業の休止が、市から指導されます。当該指導に従わず事業を継続する事業所に対しては、特別な事情がある場合を除き、指定の取り消しが検討されます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| **過小サービスに対する減算　（70/100）**　　　　　　　　　　　　 　 　 □　減算なし |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者１人当たり平均回数が週４回に満たない場合は、減算する。 | □ | □ | 看護小規模多機能型居宅介護計画サービス提供に関する記録・日誌等（個別の記録、業務日誌等） |
| □　該当なし |
| 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を受けている間は、複合型サービス費は算定しない。 |
| □　該当なし |
| 登録者が一の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、複合型サービス費は算定しない。 |
| **訪問看護体制減算**□　減算なし |
| 算定日が属する月の前３月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が１００分の３０未満であること。 | □ | □ | 訪問看護体制減算に係る計算書看護サービスの提供記録緊急時訪問看護加算に係る書類特別管理加算に係る書類 |
| 算定日が属する月の前３月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が１００分の３０未満であること。 | □ | □ |
| 算定日が属する月の前３月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が１００分の５未満であること。 | □ | □ |
| **末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算**□　減算なし |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主冶の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等（利用者等告示・五十一）により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合 | □ | □ | 主冶医の指示書 |
| 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| **特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算**□　減算なし |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主冶の医師が、当該者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要ある旨の指示を行った場合 | □ | □ | 主冶医の特別指示書 |
| **初期加算**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　□　加算なし |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所事業所に登録した日から起算して３０日以内の期間について加算する。 | □ | □ |  |
| **認知症加算（Ⅰ）**□　加算なし |
| 日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者）に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合 | □ | □ | 日常生活自立度が分かる書類看護小規模多機能型居宅介護計画居宅サービス計画 |
| **認知症加算（Ⅱ）**□　加算なし |
| 要介護区分状態が要介護２である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの（日常生活自立度のランクⅡ）に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合 | □ | □ | 日常生活自立度の分かる書類看護小規模多機能型居宅介護計画居宅サービス計画 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| **退院時共同指導加算** □　加算なし |
| 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所に当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供すること）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、当該退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする利用者については、２回）に限り、所定単位数を加算する。 | □ | □ | 居宅サービス計画指定看護小規模多機能型居宅介護計画サービス提供に関する記録・日誌等（個別の記録、業務日誌等）訪問看護サービス記録書 |
| 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月の医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できない。 | □ | □ |
| 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護サービス記録書に記録すること。 | □ | □ |
| 　**事業開始時支援加算**□　加算なし |
| 事業開始後１年未満の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員の１００分の７０に満たない指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、平成３０年３月３１日までの間、加算する。 | □ | □ | 登録者一覧 |
| 事業開始とは、指定日の属する月をいう。 | □ | □ |
| 算定月までの間１００分の７０に満たないとは、算定月の末日時点において、１００分の７０以上となっていないことをいう。 | □ | □ |
| 登録者の数が過去に一度でも登録定員の１００分の７０以上となったことのある事業所については、その後１００分の７０を下回った場合であっても、当該加算の算定はできない。 | □ | □ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| **緊急時訪問看護加算**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□　加算なし |
| 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。 | □ | □ | 緊急時訪問看護加算に係る届出書居宅サービス計画指定看護小規模多機能型居宅介護計画緊急時の連絡体制に関する書類サービス提供に関する記録・日誌等（個別の記録、業務日誌等） |
| 緊急時訪問介護加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び指定看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における２４時間連絡体制加算及び２４時間対応体制加算は算定できないこと。 | □ | □ |
| 緊急時訪問介護加算は、１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できる。 | □ | □ |
| **特別管理加算（Ⅰ）**□　加算なし |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める状態、利用者等告示・五十三、イに該当する状態ある者）に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算する。 | □ | □ | 利用者等告示五十四イに該当することが分かる書類 |
| **特別管理加算（Ⅱ）**□　加算なし |
| 指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める状態、利用者等告示・五十三、ロからホまでに該当する状態ある者）に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算する。 | □ | □ | 利用者等告示五十四ロ、ハ、ニ又はホに該当することが分かる書類 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| **特別管理加算共通事項** |
| いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。 | □ | □ |  |
| 特別管理加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。 | □ | □ |
| 特別管理加算は、１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できる。 | □ | □ |
| **ターミナルケア加算**□　加算なし |
| 在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者について、その死亡日及び死亡前１４日以内に２日（死亡日及び死亡前１４日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る）に訪問看護を行っている場合にあっては、１日）以上ターミナルケアを行った場合に加算する。 | □ | □ | ターミナルケア体制に係る届出書緊急時の連絡体制に関する書類協力医療機関等との契約書居宅サービス計画看護小規模多機能型居宅介護計画サービス提供に関する記録・日誌等（個別の記録、業務日誌等） |
| ターミナルケアを受ける利用者について、２４時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備していること。 | □ | □ |
| 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。 | □ | □ |
| ターミナルケア加算は、１人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算は算定できないこと。 | □ | □ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| 次に掲げる事項を看護小規模多機能型居宅介護記録書に記録していること　ア　終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録　イ　療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録　ウ　看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 | □ | □ | 看護小規模多機能型居宅介護記録書 |
| ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、２４時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算は算定することができるものとする。 | □ | □ |
| **訪問看護体制強化加算**□　加算なし |
| 次の基準のいずれにも適合すること。イ　算定日が属する月の前３月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が１００分の８０以上であること。ロ　算定日が属する月の前３月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が１００分の５０以上であること。ハ　定日が属する月の前３月において、事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が１００分の２０以上であること。 | □ | □ | 訪問看護体制強化加算に係る計算書同意の記録 |
| 当該加算を算定するに当たっては、上記の割合について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに加算の取り下げを行うこと。 | □ | □ |
| 当該加算を算定するに当たっては、当該事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ること。 | □ | □ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| **総合マネジメント体制強化加算**□　加算なし |
| 次の基準のいずれにも適合すること。イ　利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。ロ　地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、該当事業者が提供できる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。ハ　利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて地域の行事や活動等に積極的に参加していること。 | □ | □ | 看護小規模多機能型居宅介護計画情報提供に関する記録地域との交流に関する記録 |
| **サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ** □　加算なし |
| ⑴　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての指定看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を含めた研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 | □ | □ | サービス提供体制強化加算に関する届出書サービス提供体制強化加算Ⅰ計算書 |
| ⑵　利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的（概ね１月に１回以上開催）に開催していること。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。 | □ | □ |
| ⑶　当該事業所の従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の５０以上であること。 | □ | □ |
| ⑷　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと | □ | □ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| **サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ** □　加算なし |
| ⑴当該事業所の従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の４０以上であること。 | □ | □ | サービス提供体制強化加算届出書サービス提供体制強化加算Ⅰ計算書 |
| ⑵サービス提供体制加算（Ⅰ）イの⑴、⑵及び⑷に該当すること。 | □ | □ |
| **サービス提供体制強化加算（Ⅱ）**□　加算なし |
| 1. 当該事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が１００分の６０以上であること。
 | □ | □ | サービス提供体制強化加算届出書サービス提供体制強化加算Ⅰ計算書 |
| ⑵サービス提供体制加算（Ⅰ）イの⑴、⑵及び⑷に該当すること。 | □ | □ |
| **サービス提供体制強化加算（Ⅲ）**□　加算なし |
| ⑴当該事業所の従業者の総数のうち、勤続年数３年以上の者の占める割合が１００分の３０以上であること。 | □ | □ | サービス提供体制強化加算届出書サービス提供体制強化加算Ⅲ計算書 |
| ⑵サービス提供体制加算（Ⅰ）イの⑴、⑵及び⑷に該当すること。 | □ | □ |
| **介護職員処遇改善加算（Ⅰ）**□　加算なし |
| ⑴　介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | □ | □ | 介護職員処遇改善加算届出書介護職員処遇改善加算計画書キャリアパス要件等届出書介護職員処遇改善加算実績報告書給与台帳労働保険料納付済証 |
| ⑵　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、東三河広域連合長に届け出ていること。 | □ | □ |
| ⑶　介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | □ | □ |
| ⑷　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を東三河広域連合長に報告すること。 | □ | □ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| ⑸　算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法、その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | □ | □ | 職員研修関係記録 |
| ⑹　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 | □ | □ |
| ⑺　〔キャリアパス要件Ⅰ〕次に掲げる基準のいずれにも適合すること。1. 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
2. ㈠に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

㈢　㈠及び㈡の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ |
| ⑻　〔キャリアパス要件Ⅱ〕次に掲げる基準のいずれにも適合すること。1. 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び(ｲ)又は(ﾛ)に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
	1. 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（ＯＪＴ、ＯＦＦ－ＪＴ等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
	2. 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の取得、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

　㈡　㈠について、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| ⑼　〔キャリアパス要件Ⅲ〕次に掲げる基準のいずれにも適合すること。㈠　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の(ｲ)から(ﾊ)までのいずれかに該当する仕組みであること。　(ｲ)　経験に応じて昇給する仕組み　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。(ﾛ)　資格等に応じて昇給する仕組み　　　「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。　(ﾊ)　一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。㈡　㈠の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知していること。 | □ | □ |  |
| ⑽　〔職場環境等要件〕平成２７年４月から⑵の届出の日の属する月の前日までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善を除く。）を全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ |  |
| **介護職員処遇改善加算（Ⅱ）**□　加算なし |
| 次のいずれにも適合すること。①介護職員処遇改善加算（Ⅰ）⑴から⑻までに掲げる基準に適合すること。②介護職員処遇改善加算（Ⅰ）⑽に掲げる基準に適合すること。 | □ | □ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| 適 | 不適 |
| **介護職員処遇改善加算（Ⅲ）**□　加算なし |
| 次のいずれにも適合すること。①介護職員処遇改善加算（Ⅰ）⑴から⑹までに掲げる基準に適合すること。②介護職員処遇改善加算（Ⅰ）⑺又は⑻に掲げる基準のいずれかに適合すること。③平成２０年１０月から届出を要する日の属する前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ |  |
| **介護職員処遇改善加算（Ⅳ)**□　加算なし |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）⑴から⑹までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ介護職員処遇改善加算（Ⅲ）②または③に掲げる基準のいずれかに適合すること。 | □ | □ |  |
| **介護職員処遇改善加算（Ⅴ)**□　加算なし |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）⑴から⑹までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | □ | □ |  |